

環境技術実証モデル事業（VOC 処理技術分野）の概要について

1. 環境技術実証モデル事業の概要

(1) 目的

- ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及促進
- 最適な環境技術実証の手法や体制の確立

- ・ 既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合がある。
- ・ このため、環境省では、平成15年度より、「環境技術実証モデル事業」を開始し、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業を試行的に実施している。
- ・ 本モデル事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及を促進し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化を図るとともに、最適な環境技術実証の手法や体制を、確立していくことを目指す。

(2) 「実証」の意味について

- 第三者機関が環境保全効果などを試験などで客観的なデータとして示すこと

- ・ 本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（環境保全効果等）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。
- ・ 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。

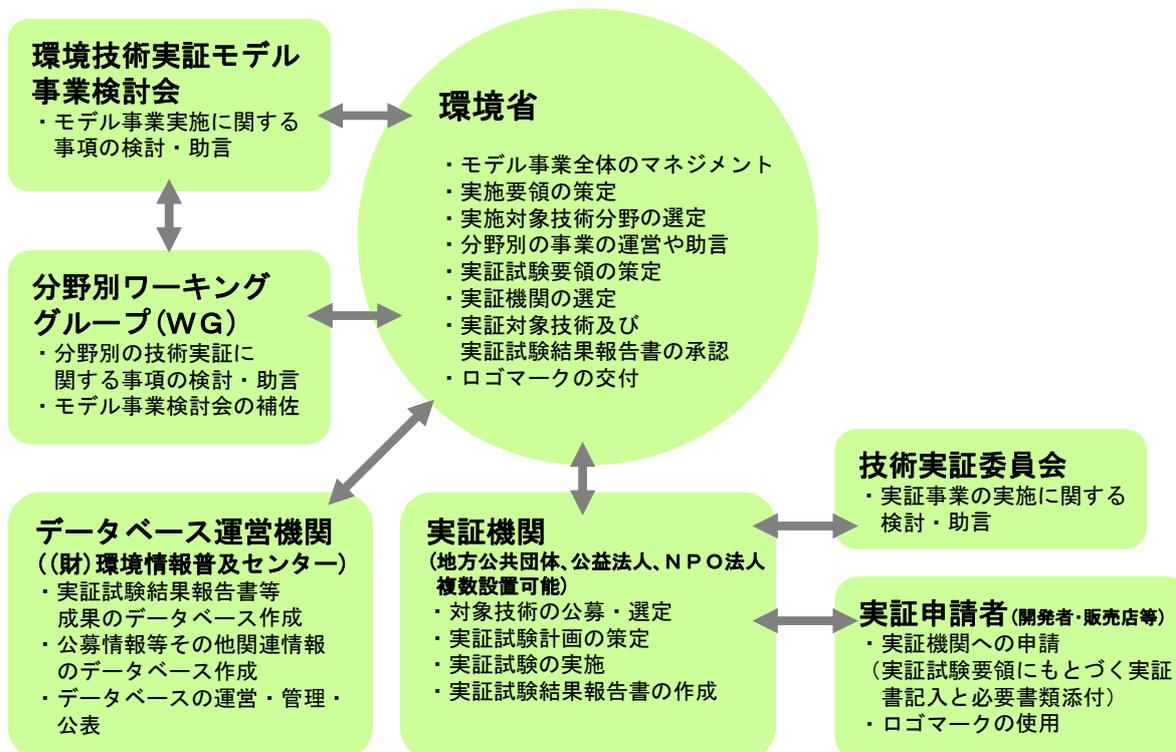
(3) 実証に関する費用分担について

- 対象技術の持ち込み、設置、撤去等に係る費用を除き、原則国費負担
- 技術分野設置の3年目以降は、受益者負担の考えに基づく「手数料徴収体制」へ

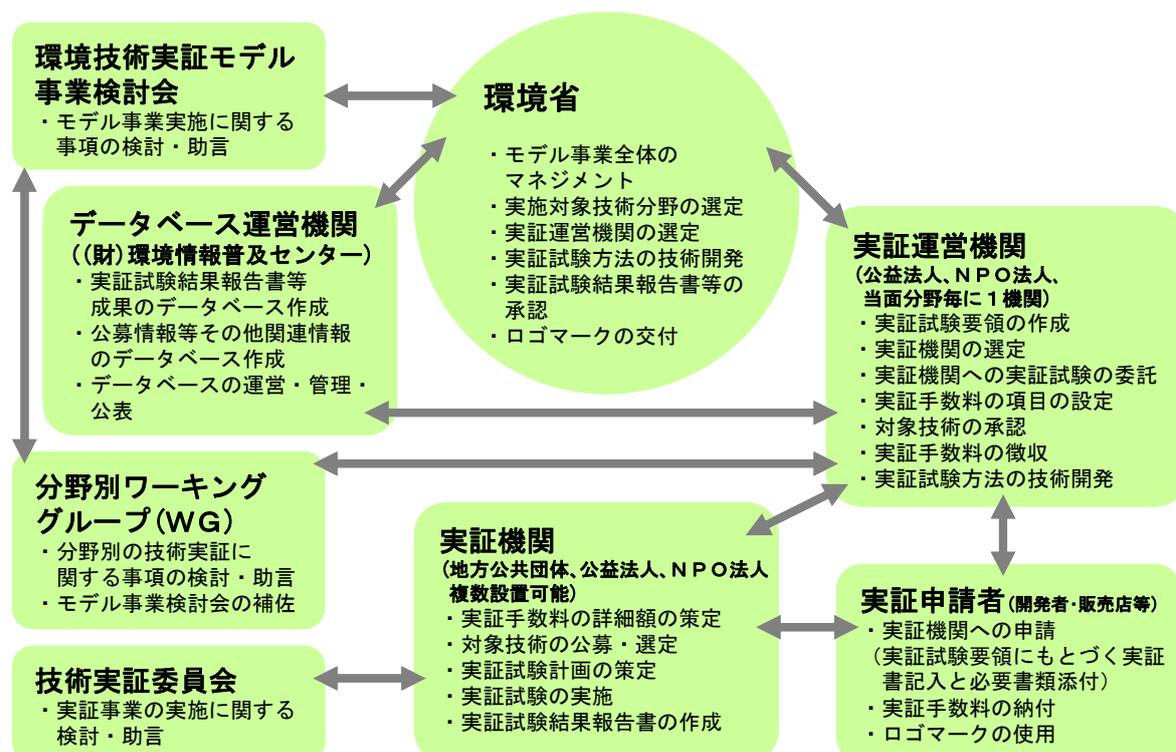
- ・ 本事業では、実証方法が確立されるまでの間（1技術分野につき原則2年間）は、対象技術の持ち込み、設置、撤去等にかかる費用を除き、原則国が費用を負担するが、その後は受益者負担の考えに基づき申請者にも応分の負担が求められる。
- ・ この考えに基づき、17年度より、「国負担体制」と「手数料徴収体制」に分けて、モデル事業を実施することとしている。

(4) 事業実施体制

①国負担体制（現状の本技術分野）

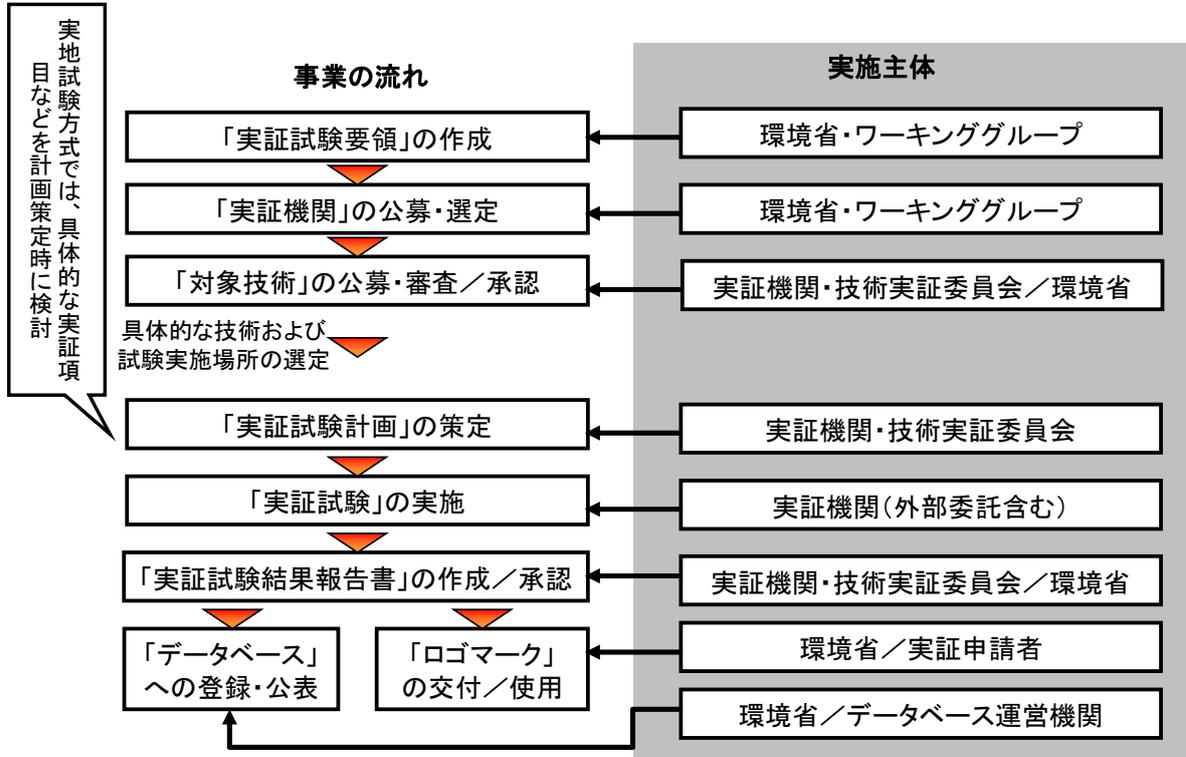


②手数料徴収体制（参考）

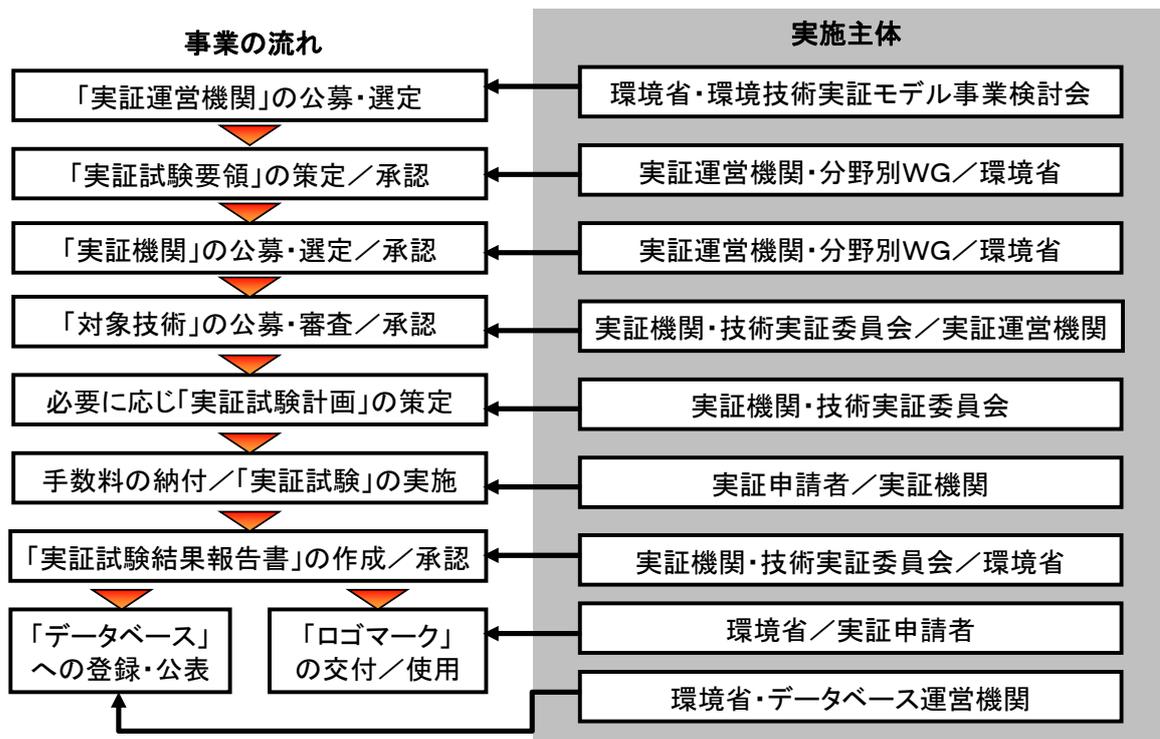


(5) 事業の流れ

① 国負担体制（現状の本技術分野）



② 手数料徴収体制（参考）



2. これまでの検討経緯

- 本事業の初年度である平成 15 年度に酸化エチレン処理技術分野が、翌平成 16 年度に V O C 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）が設置された。
- その後、実証ニーズ調査結果などを踏まえた結果、これら両分野については、手数料項目を含む実証試験要領を策定した上で、実証機関及び技術開発者のニーズが一定程度蓄積するまで実証を休止することとされた。
- また、平成 18 年度より、V O C 処理技術分野（中小事業所向け V O C 処理技術）が設置され、現在 3 社 3 技術が実証されているところである。本分野は、多様な V O C 処理技術の実証試験ができるよう設置されたものであり、新たに策定された汎用的な実証試験要領に基づき、機器が導入された現場での実証試験も行えることを特徴としている。

<これまでの検討経緯>

日時	WG・分科会・拡大WGにおける主な検討事項
平成 15 年度	
7 月 15 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験要領（案）について
8 月 5 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験要領（案）に対する意見表明
9 月 2 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験要領（二次案）について ・ 実証機関の募集・選定について
10 月 10 日	・ 実証機関の選定 → 東京都を選定
3 月 23 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験結果報告書（案）について
平成 16 年度	
5 月 19 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験結果報告書の検討 ・ 酸化エチレン処理技術 実証試験要領の見直し（第二版） ・ 実証機関の公募・選定について
6 月 30 日	・ 実証機関の選定 → 東京都を選定 ・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領（案）について
8 月 3 日	・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領（一次案）について
8 月 18 日～ 9 月 1 日	・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領（二次案）についてパブリックコメントを募集
9 月 22 日	・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領（三次案）について ・ 実証機関の公募・選定について
10 月 28 日	・ 実証機関の選定 → 東京都を選定
3 月 8 日	・ 酸化エチレン処理技術 実証試験結果報告書の検討 ・ 酸化エチレン処理技術 実証試験要領の見直し（第三版） ・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験進捗状況の報告 ・ 将来体制（案）における手数料の考え方について
平成 17 年度	
5 月 25 日	・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験結果報告書の検討 ・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験要領の見直し（第二版） ・ 実証機関の公募・選定について ・ 酸化エチレン処理技術分野及び V O C 処理技術分野（ジクロロ等処理技術）の実証試験の今後の進め方について

6月30日	・ 実証機関の選定 → 東京都を選定
11月1日	・ 実証試験ニーズ調査の結果について ・ 実証試験における手数料項目について ・ 実証試験技術分野の方向性について
3月22日	・ ジクロロメタン等処理技術 実証試験結果報告書の検討 ・ 汎用的VOC処理技術分野における実証試験要領（案）について
平成18年度	
9月15日	・ 中小事業所向けVOC処理技術 実証試験要領（二次案）について ・ 実証機関の公募・選定について ・ 拡大ワーキンググループの開催について
10月20日	・ 実証機関の選定 → 東京都を選定
1月26日	・ 実証によるメリット等の向上についての要望・意見について

3. これまでの実証実績等

- 酸化エチレン処理技術分野でこれまでに8社8技術、VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）で4社4技術実証を行っている。
- VOC処理技術分野（中小事業所向けVOC処理技術）では、今年度3社3技術について実証を行っているところである。

<これまでの実証実績>

技術分野	実証済技術	環境技術開発者	年度
酸化エチレン 処理技術	酸化エチレン排出ガス処理装置 MEJ-101A	ムラキ株式会社	H15
	NS排ガス処理装置 NS-E0-01型	株式会社 日本触媒	
	株式会社 日本触媒	エア・ウォーター株式会社	
	エチレンオキサイドガス除害装置 AJ-100	株式会社 三浦プロテック	
	3M ステリバック専用 EOガス排出処 理装置 3M EO Abator 50	スリーエム ヘルスケア 株 式会社	
	酸化エチレンガス除去装置 CNES-150	株式会社 パックス	
	EOG除害装置 EJ-250L型	液化炭酸株式会社	H16
	酸化エチレン処理装置 PurEo	株式会社島川製作所	
VOC処理技 術（ジクロロ メタン等）	圧縮深冷凝縮方式溶剤ガス回収装置	株式会社モリカワ	H16
	有機塩素系ガス回収装置	システムエンジニアリング株式 会社	
	VOC回収・脱臭装置	日本デオドール株式会社	H17
	Kフィルター溶剤吸着処理装置	東洋紡績株式会社	

<今年度の実証>

技術分野	実証技術	環境技術開発者	年度
VOC処理技術（中小事業所向け）	B i o t o n（バイオトン）SB-30型 〔微生物分解処理〕	株式会社荏原製作所	H18
	Kマットロール脱臭装置 KR-50型 〔吸着・酸化触媒処理〕	東洋紡績株式会社	
	酸化触媒方式VOC処理装置 YH-0100PP（縦型）型 〔酸化触媒処理〕	株式会社山岸工業	

（ご参考）応募技術数と実証技術数

技術分野	年度	応募技術数	実証技術数
酸化エチレン処理技術	H15	10 技術	6 技術
	H16	3 技術	2 技術
VOC処理技術（ジクロロメタン等）	H16	2 技術	2 技術
	H17	2 技術	2 技術
VOC処理技術	H18	5 技術	3 技術

（以上）